

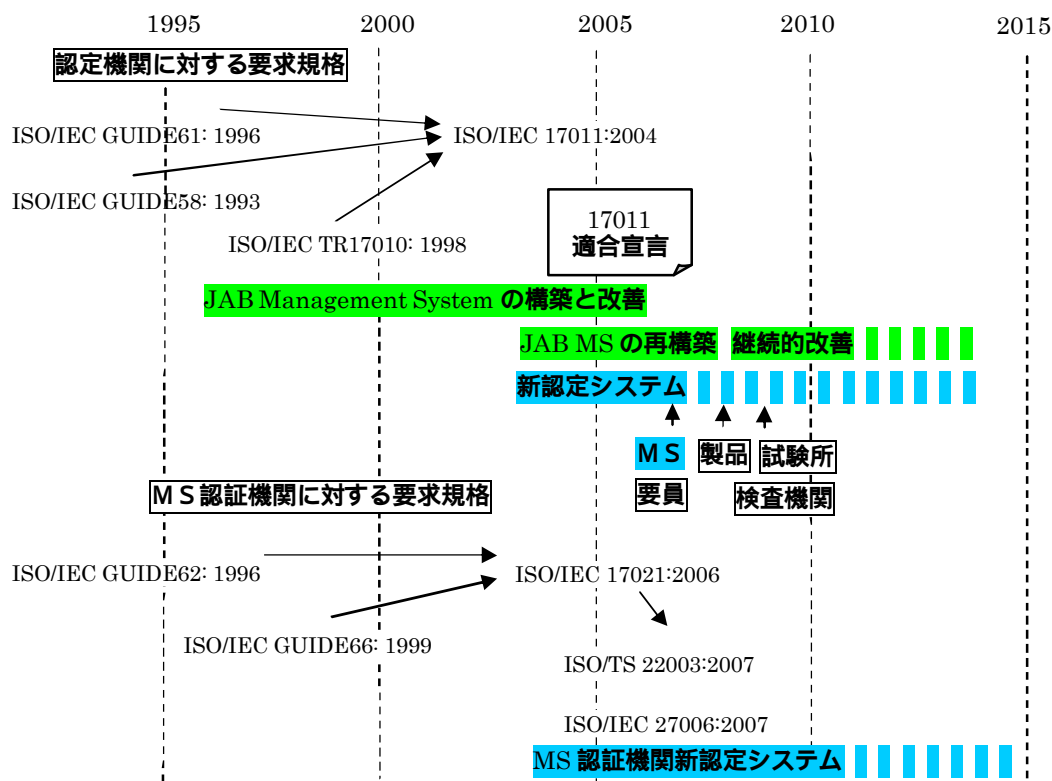
マネジメントシステム認証機関に対する認定システム

1 新認定システム開発の経緯と概要

(1) 本協会の MS 再構築と新認定システム

2004 年 9 月、これまでの ISO/IEC Guide 58 (試験所の認定)、ISO/IEC Guide 61 (認証機関の認定)、ISO/IEC TR 17010(検査機関の認定)を統合した形で、認定機関に対する一般要求事項を規定した国際規格 ISO/IEC 17011 が発行されました。これに対し、本協会は、本協会自身の MS を改正し、IAF/PAC Peer Evaluation の評価を経て 2006 年 7 月に ISO/IEC 17011:2004 への適合を宣言しました。

現在、現行 MS を抜本的に見直して、更なる ISO/IEC17011 要求の反映と、ISO/IEC 17021 など適合性評価機関に対する要求規格に対応した効果的で効率のよい認定サービスを提供するべく、MS の再構築を推進しております。



ISO/IEC GUIDE 58 : Calibration and testing laboratories accreditation systems –
General requirements for operation and recognition

ISO/IEC GUIDE 61 : General requirements for assessment and accreditation of
certification/registration bodies

ISO/IEC TR 17010 : General requirements for bodies providing accreditation of inspection bodies

ISO/IEC 17011 : Conformity Assessment - General requirements for accreditation bodies accrediting
conformity assessment bodies

ISO/IEC GUIDE 62 : General requirements for bodies operating assessment and
certification/registration of quality systems

ISO/IEC GUIDE 66 : General requirements for bodies operating assessment and
certification/registration of environmental management systems

ISO/IEC 17021 : Conformity Assessment - Requirements for bodies providing audit and certification

of management systems
 ISO/IEC 27006 : Information technology - Security techniques - Requirements for bodies providing audit and certification of information security management systems
 ISO/TS 22003 : Food safety management system - Requirements for bodies providing audit and certification of food safety management systems

図 2-1 適合性評価制度規格の変遷と新認定システム

本協会は、上述 MS 再構築の一環として本協会が提供する「試験所・校正機関」、「検査機関」、「MS 認証機関」、「要員認証機関」及び「製品認証機関」の各認定業務の全体最適化のため、次の事項を考慮した認定システムの改革を推進しております。

- a) 改革にあたっては、認証機関、組織、その他の利害関係者(組織の顧客、規制当局、一般消費者、社会)のニーズを反映し、社会制度全体の最適化の視点からトータルな認定サービスの実現を考慮する。
- b) それぞれの適合性評価機関及び適合性評価サービスの特性に基づく固有認定プロセスの適正化に配慮しつつ、ISO/IEC17011 に基づく一貫した方針の下、認定システムの最大限の共通化、標準化を図り、本協会の組織(事務局、各種委員会)改革にも反映する。
- c) 認定手順(Procedure)と認定規則(Rule)を分離し、相互関係の明確化を図る。
 認定規則は、本協会の一貫した方針の下、すべての種類の適合性評価機関に共通的に適用する形で開発する。認定手順は、共通性に配慮しつつ、それぞれの適合性サービスの特性と適合性評価機関の利便性を考慮して個別に開発する。
- d) 認定手順及び認定規則の開発、並びに認定手法の開発にあたっては、適合性評価機関の自律性を尊重し、その自主裁量幅の拡大を図る。
- e) ISO/IEC17011 に基づいたサーベイランス・更新審査プログラムの効果的で効率のよい運営システムを構築する。この際、適合性評価サービスの到達安定度(成熟度)に見合った認定審査頻度に留意する

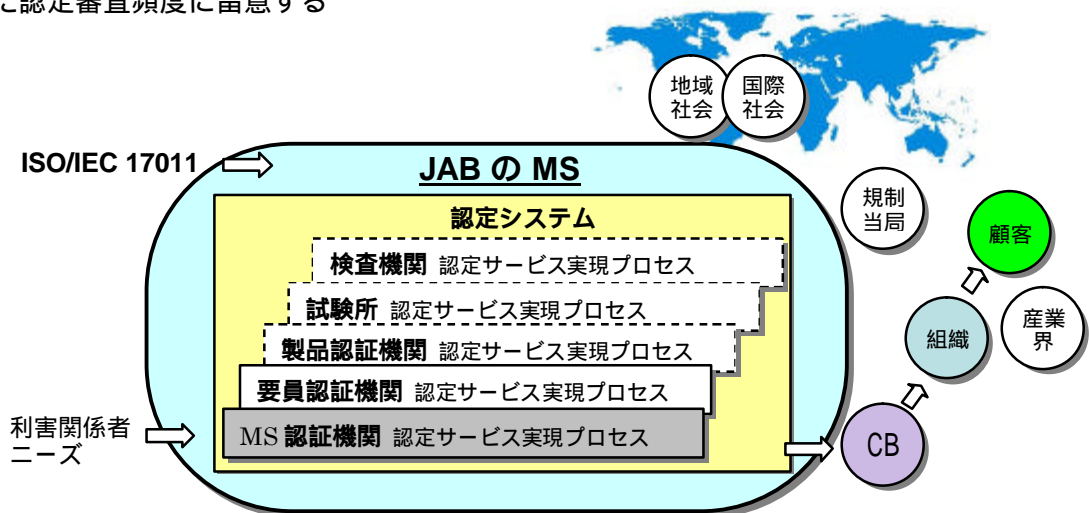


図 2-2 JAB のマネジメントシステムと認定システム

現在、新認定システムの開発は、下表のとおり、MS 及び要員認証機関の認定に対する基準類及び共通の認定規則である N410(認定シンボル使用規則)及び N420(認定証管理規則)を 2007 年 3 月から 4 月にかけて制定し、N401(認定料金規定)を 6 月の理事会を経て制定

する段階にあります。

新認定システムは、MS 及び要員認証機関の認定に対して 2007 年 5 月 22 日から適用を始め、その成果を検証しつつ、製品認証機関、試験所及び検査機関の認定へと順次、拡大していく予定です。

共通	JAB N401	認定に関する料金規定	開発中
	JAB N410	認定シンボル使用規則	パブコメ募集中
	JAB N420	認定証管理規則	制定・公開済み
MS	JAB MS100	マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準	制定・公開済み
	JAB MS200	マネジメントシステム認証機関の認定の手順	制定・公開済み

表 MS 認証機関に対する新認定システム基準類開発状況

(2) MS 認証機関に対する認定システム

上述のとおり 2006 年 9 月に QMS、EMS 審査登録機関に対する要求事項を統合した MS 認証機関に対する要求規格 ISO/IEC 17021 が発行され、その後、2007 年 2 月に ISMS 認証機関に対する要求規格 ISO/IEC 27006 及び FSMS 認証機関に対する要求規格 ISO/TS 22003 が相次いで発行されました。これらの規格は ISO/IEC 17021 の要求事項に当該 MS 認証制度固有の要求事項を付加したもので ISO/IEC 17021 の各条項に整合したものです。この他、航空宇宙 QMS 認証機関に対する要求事項を規定した AS/EN/SJAC9014 などの産業セクター規格も IAF-PL-00-034 “IAF Policy on Sector Schemes” に従い、コア部分を ISO/IEC GUIDE 62 から ISO/IEC 17021 に順次、変換しております。

このように非 ISO 規格を含む、ほとんどの MS 認証機関に対する一般要求事項は、ISO/IEC 17021 に統合されます。(図 2-1 参照)

本協会は、ISO/IEC 17021 の発行及びその他の MS 認証機関に対する要求規格の制改定の動向を受け、前述した認定システム改革の第一歩として、今般、マネジメントシステム認証機関に対する新たな認定システムの構築を完了しました。

この新たな認定システムは、適合性評価機関の認定に係る共通施策に加え、ISO/IEC 17021 制定趣旨を反映した固有の施策を、次の方針により開発したものです。

方針：環境変化に伴う市場ニーズに対応して効率的で質の高い新認定システムを開発

- a) ISO/IEC 17011・ISO/IEC 17021 の制定趣旨及び MS 認証規格の開発動向(ISO の MS 認証規格開発方針など)を踏まえた市場ニーズを的確に反映
- b) 利害関係者関係者のフィードバックを含めた、これまでの認定活動の経験を踏まえ、その成果の改善と問題点の改善

次は、すべての認証機関の認定に共通する施策及び MS 認証機関の認定に固有の施策の代表例を示しております。

認定システムの主な施策：

- a) 一律審査の排除(共通施策の代表例)
提供する認証サービスの到達安定度による現地審査間隔の可変性

8年間連続して安定した認証サービスを提供した機関に対して一つの認定周期(4年)におけるサーベイランス現地審査を3回から2回に削減する。これにより事務所訪問及び組織審査立会の回数及び認定審査工数が大幅に削減される。



図 2-3 認証サービスの安定度と現地審査間隔

b) 重複審査の回避(MS 固有施策の代表例)

認定授与の対象を「MS 認証規格別の審査登録機関」から ISO/IEC 17021 に基づく「MS 認証機関」に変更

これにより各認証サービスに係る共通部分の重複認定審査の完全回避が可能になり複数の認定された認証サービスを提供している機関の認定審査工数が大幅に削減される。この削減の程度は、機関自身の MS の成熟度に連動する(機関自身の MS の成熟度は、単一の MS 認証サービスを提供している認証機関に対する認定審査設計でも考慮される)。

認証機関自身の MS の成熟度は、ISO/IEC 17021 10. 認証機関に対するマネジメントシステム要求事項に従って認定審査の中で確認していくことになる。

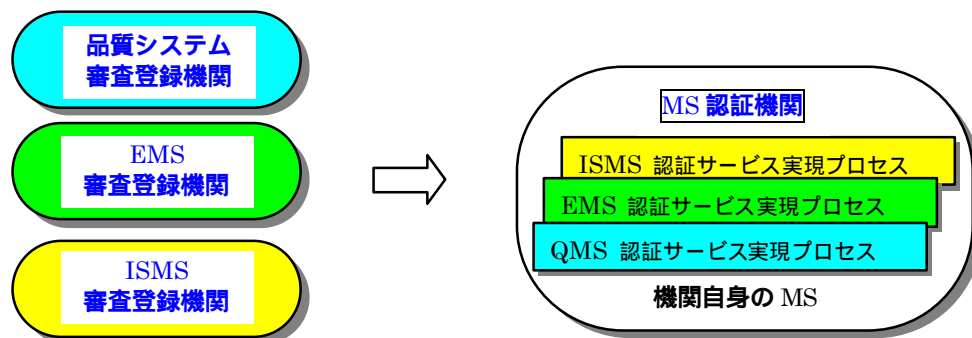


図 2-4 認定授与対象の変更

上記二つの施策は、自身の MS を効果的に運営し、継続的に安定した認証サービスを提供している認証機関へのインセンティブとなります。必然的に認定機関には、認定審査の量から質への転換(無駄のない効果的な審査設計)が問われ、認証機関は自主自律の認証サービスの効果的な運営が問われることとなります。これらは、機関の MS に係る認定審査を通して、認定機関と認証機関に良い意味での緊張関係が生まれ、認定、認証双方の MS 審査の力量向上に繋がります。また、これらの施策が安定的に回転すれば認定機関、認証機関相互に無駄な労力・コストを削減できます。

これらの施策効果とコスト削減のメリットは、認証機関を通じてその顧客である組織、その他の利害関係者へ還元されることが期待できます。